

三重県総合博物館条例案

右提出する。

平成二十五年六月四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。

二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。

三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。

四 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(開館時間等)

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

(指示)

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手續をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十一条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいてい者等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかった者

(観覧の手續)

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手續をしなければならない。

(博物館資料の観覧等の許可)

第八条 博物館資料の観覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の利用の許可)

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前二条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。

四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前二条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。（許可の取消し）

第十一条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の観覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の観覧、撮影等を行い、又は施設等を利用し

たとき。

三 暴力団の利益になると認められるとき。

四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかったとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかった者
- 二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかった者
- 三 第七条の手續をしないで入館し、展示された博物館資料を観覧した者
- 四 第八条の許可を受けないで博物館資料の閲覧、撮影等を行った者
- 五 第九条の許可を受けないで施設等を利用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかった者

(他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(三重県立博物館条例の廃止)

2 三重県立博物館条例(昭和三十九年三重県条例第四十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一(第四条関係)

区 分		利 用 時 間
基本展示室	企画展示室 交流展示室	午前九時から午後五時まで
交流活動室	こども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター	午前九時から午後七時まで

別表第二(第十二条関係)

区 分	基本展示		観 覧 料	
	個人	団体	企画展示及び特別企画展示	年間パスポート券による観覧
小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者	—	—	展示等を行うのに要する費用を勘案してその都度知事が定める	—
大学生及びこれに準ずる者	三〇〇円	二四〇円	—	一、〇〇〇円
一般	五〇〇円	四〇〇円	額	一、六〇〇円

備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間パスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間において、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第三（第十三条関係）

区 分	使 用 料
博物館資料	一回につき、一点五、〇〇〇円以下の範囲内において 知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、八九〇円
レクチャールーム	一時間につき一、六八〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

提案理由

三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。